うなぎ稚魚漁業許可

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
15-1-1	うなぎ稚魚漁業	定めなし	定めなし	定めなし	中津市から豊後高田市に至る間の地先及びこれに接続する河川。ただし、内共第1号、内共第2号及び内共第9号の共同漁業権の漁場区域を除く。	1月15日から4月30日まで	次の(1)及び(2)に該当する者。 (1) 内水面漁業の振興に関する法律第26条第1項に基づく指定養殖業の許可(以下「指定養殖業の許可」という。)を有する者(以下「養殖業者」という。)であってにほんうなぎの池入割当量を有する者。 (2) 大分県漁業調整規則第4条第1項第2号の規定によるうなぎ稚魚漁業許可に基づく当該操業区域の令和8年採捕実績(以下「採捕実績」という。)を有する者。ただし、採捕実績を有する養殖業者から指定養殖業の許可を承継したときは、この限りでない。	周年
15-1-2	うなぎ稚魚漁業	定めなし	定めなし	定めなし	国東市から大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線に至る間の地先及びこれに接続する河川。ただし、内共第3号及び内共第8号の共同漁業権の漁場区域を除く。	1月15日から4月30日まで	次の(1)及び(2)に該当する者。 (1) 内水面漁業の振興に関する法律第26条第1項に基づく指定養殖業の許可(以下「指定養殖業の許可」という。)を有する者(以下「養殖業者」という。)であってにほんうなぎの池入割当量を有する者。 (2) 大分県漁業調整規則第4条第1項第2号の規定によるうなぎ稚魚漁業許可に基づく当該操業区域の令和8年採捕実績(以下「採捕実績」という。)を有する者。ただし、採捕実績を有する養殖業者から指定養殖業の許可を承継したときは、この限りでない。	周年
15-1-3	うなぎ稚魚漁業	定めなし	定めなし	定めなし	大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線から佐伯市に至る間の地先及びこれに接続する河川。ただし、内共第4号、内共第5号及び内共第11号の共同漁業権の漁場区域を除く。	1月15日から4月30日まで	次の(1)及び(2)に該当する者。 (1) 内水面漁業の振興に関する法律第26条第1項に基づく指定養殖業の許可(以下「指定養殖業の許可」という。)を有する者(以下「養殖業者」という。)であってにほんうなぎの池入割当量を有する者。 (2) 大分県漁業調整規則第4条第1項第2号の規定によるうなぎ稚魚漁業許可に基づく当該操業区域の令和8年採捕実績(以下「採捕実績」という。)を有する者。ただし、採捕実績を有する養殖業者から指定養殖業の許可を承継したときは、この限りでない。	周年

15-1-4	うなぎ稚魚漁業	定めなし	定めなし	定めなし	中津市から大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線に至る間の地先及びこれに接続する河川。ただし、内共第1号、内共第2号、内共第3号、内共第8号及び内共第9号の共同漁業権の漁場区域を除く。	1月15日から4月30日まで	次の(1)及び(2)に該当する者。 (1) 内水面漁業の振興に関する法律第26条第1項に基づく指定養殖業の許可(以下「指定養殖業の許可」という。)を有する者(以下「養殖業者」という。)であってにほんうなぎの池入割当量を有し、養殖池の総面積が10,000平方メートルを超える者。 (2) 大分県漁業調整規則第4条第1項第2号の規定によるうなぎ稚魚漁業許可に基づく当該操業区域の令和8年採捕実績(以下「採捕実績」という。)を有する者。ただし、採捕実績を有する養殖業者から指定養殖業の許可を承継したときは、この限りでない。	周年
15-2-1	うなぎ稚魚漁業	定めなし	定めなし	定めなし	自己の有する共同漁業権の漁場区域内	1月15日から4月30日まで	次の(1)及び(2)に該当する者。 (1)第5種共同漁業(うなぎ漁業を含む場合に限る。)の漁業権者。 (2)内水面漁業の振興に関する法律第26条第1項に基づく指定養殖業の許可を有する者と需給契約を締結した者。	周年
15-3-1	うなぎ稚魚漁業	定めなし	定めなし	定めなし	自己の有する共同漁業権の漁場区域内	2月1日から4月25日まで	次の(1)及び(2)に該当する者。 (1)第5種共同漁業(うなぎ漁業を含む場合に限る。)の漁業権者であって自己の増殖義務の履行のためにうなぎ資源の増殖事業を行う者。 (2)大分県内に中間育成施設を有する者、又は中間育成施設を所有する者にうなぎの中間育成を委託する者。	周年

備考

1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。

2 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。

3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。

4 この告示に係る許可の有効期間は、以下のとおりとする。

番号15-1-1～15-2-1:令和9年1月15日から令和10年1月14日まで

番号15-3-1:令和9年2月1日から令和10年1月31日まで